

# 一般社団法人北九州市立大学同窓会熊本支部規約

## 第1章 総則

### (名 称)

第1条 本支部は、一般社団法人北九州市立大学同窓会熊本支部と称する。

第2条 本支部は、一般社団法人北九州市立大学同窓会定款(以下、定款という。)及び一般社団法人北九州市立大学同窓会設置規程に基づき設立したものである。

### (目 的)

第3条 本支部は会員相互の親睦と北九州市立大学の発展に寄与することを目的とする。

### (事務局)

第4条 本支部には事務局を置くことができ、その事務局は支部長宅に置く。

### (事 業)

第5条 本支部は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 支部総会の開催
- (2) 北九州市立大学の発展に寄与する活動
- (3) 同好会、親睦会、定期的に主催する懇親会等の活動
- (4) 女性会員活動(りんどうの会)、若者の会等の活動

### (支部の範囲)

第6条 本支部は、熊本県に居住又は勤務する会員をもって構成する。

## 第2章 会 員

### (会 員)

第7条 本支部の会員は定款第5条の一般会員、学生会員及び特別会員とする。

### (責 務)

第8条 本支部会員は、円滑な運営と発展に協力し、北九州市立大学及び本支部の名誉を著しく傷つける行為及び言動を慎むこと。

## 第3章 役 員

### (役 員)

第9条 本支部に次の役員を置くものとする。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 2名
- (3) 幹事長 1名
- (4) 幹 事 及び 副幹事 複数名
- (5) 会 計 1名
- (6) 監 査 1名 (必要に応じ2名置くことができる)

(役員を選出)

第10条 支部会員から第9条の役員を選出する。

2 支部長は役員会で選出し、総会にて承認を得るものとする。

3 支部長は、副支部長、幹事長、幹事・副幹事、会計、監査を任命し、総会にて承認を得るものとする。

(役員職務)

第11条 本支部は、役員職務として以下を規定する。

(1) 支部長は、支部を代表し支部の事務を統括する。(代議員を兼ねることが望ましい。)

(2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるときはその職務を代行する。

(3) 幹事及び副幹事は支部第5条の(3)、(4)で定める専門業務等を分担する。

(4) 会計は、支部の会計を処理する。

(5) 監査は支部の会計を監査し支部総会に報告する。

(役員任期)

第12条 役員任期は4月1日から翌々年の3月31日までの2年とし再任を妨げない。

2 任期途中で選任された役員任期は他の在任役員残存期間と同一とする。

3 役員は任期満了後でも後任者が任命されるまでは、その職務を行う。(顧問及び相談役)

第13条 本支部に、顧問及び相談役を設置することができる。

2 顧問及び相談役は役員会の承認を得て、支部長が委嘱し、助言を求めることができる。

3 顧問及び相談役の任期は役員に準ずるものとする。

## 第4章 支部総会

(支部総会)

第14条 総会は定時総会と臨時総会とし、本支部会員によって構成される。

2 定時総会は、2年に一度開催し、支部長が招集する。

3 臨時総会は、支部長が必要と認めたときに、支部長が招集する。

4 総会の議長は、役員の中から選出する。

(報告事項)

第15条 総会では次の事項について報告を行うものとする。

(1) 本支部の事業報告。

(2) その他、役員会で必要と認めた事項。

(承認事項)

第16条 総会では次の事項について出席者の過半数の承認を得るものとする。

- (1) 本支部の決算に関する事項。
- (2) 本支部の役員変更に関する事項。
- (3) 本支部の重要な財産に関する事項。
- (4) 本支部の規約の変更。
- (5) 本支部の解散、合併等に関する事項。
- (6) その他、役員会で必要と認めた事項。

## 第5章 役員会

(役員会)

第17条 役員会は支部長が招集し支部の執行機関で総会の決議及び緊急事項を処理執行する。

- 2 役員会は、支部長・副支部長・幹事長・幹事・会計で構成し議長は支部長とする。
- 3 役員会の成立要件は委任を含めて過半数の出席を必要とし、提出案件の票決はその過半数をもって決する。役員からの委任参加は支部長への電話、メール等を手段として行う。
- 4 評決結果記録は保存(紙ベース又はUSB等電子媒体にて)することとする。

(役員会の決議事項)

第18条 本支部の役員会は、次の事項を決議する。

- (1) 本支部の1年度ごとの決算に関わる事項。
- (2) 本支部の事業報告。
- (3) 本支部の支部長含む役員選出について。
- (4) 本支部の重要な財産に関する事項。
- (5) 本支部の規約の変更。
- (6) 本支部の解散、合併等に関する事項。
- (7) その他、役員会で必要と認めた事項。

## 第6章 事業の執行

(事業年度)

第19条 本支部の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(活動経費)

第20条 活動に充てる収入は、同窓会本部からの支部活動費及びその他の助成金、還元金、支部寄付金、又支部総会や企画事業への会員参加会費等とする。

(活動)

第21条 この会の活動は目的達成のため次の活動を行う。

- 2 会員の発掘・拡大を最大の活動として、同窓会本部との情報交換を密にし、月例会他の支部活動を利用し、周知徹底する。
- 3 支部広報及び必要な刊行物を発行する。
- 4 講習会・研究会(時事、健康、趣味等)・懇親会・月例会・会員の同窓会本部総会派遣等の活動を行う。

第22条 役員は、原則として無報酬とする。但し、業務執行のため要した費用は、役員会で認められた場合その額を支給することができる。

第23条 この規約は、令和4年4月1日より発効する。

(附 則)

- 1 本支部の役員は、法人設立時の役員とし、期間中の改選がある場合はその後任者の任期は令和6年3月 31日までとする。
- 2 北九州市立大学同窓会熊本支部の財産は、一般社団法人北九州市立大学同総会法人設立時に本支部に引き継ぐものとする。

以上